

同等品を選定する場合の手続きについて

入札（又は見積合わせ）の仕様書に「同等品可」と表示のある物品については、指定品として示したメーカー、型番の品目（以下「例示品」という。）のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札（又は見積合わせ）に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により事前に担当課へ同等品の確認をしてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積り、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんので、必ず事前に確認してください。

1 同等品の定義

同等品とは、例示品と規格（形状、材質、大きさ等）、品質及び性能が例示品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするもので、定価が例示品と同等以上であるものとします。

2 同等品の確認方法

同等品により入札（又は見積合わせ）参加を希望する者は、仕様書に示す提出期限までに、次の書類を担当課へ提出してください。

- (1) 同等品承認申請書兼同等品確認書（別記様式）
- (2) 同等品候補のメーカー、品番、規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入。）が掲載されたカタログ等の資料（コピー可）
- (3) その他仕様書等で必要とする書類

3 同等品可否決定の通知

提出期限までに提出された「同等品承認申請書兼同等品確認書」については、同書の「確認」欄に、承認の場合は「可」を、不承認の場合は「否」を記入して返送（FAX又はメール送信を含む。）します。

審査結果は、「同等品承認申請書兼同等品確認書」を提出した者のみに通知します。

同等品と認められなかった物品により、当該入札（又は見積合わせ）に参加することはできませんので、ご注意ください。

4 提出期限を越えて提出された場合

提出期限を越えて「同等品承認申請書兼同等品確認書」を提出された場合は、提出された「同等品承認申請書兼同等品確認書」は無効として取扱い、例示品での応札とみなします。この場合において、落札後は例示品を納入していただきます（同等品の承認を受けていない物品等での納入は認めません。）。

5 納入物品の確認について

- (1) 入札にあっては、同等品の承認を受けた者が落札したときは、例示品又は同等品のいずれで契約（納入）するかを市が確認します。
- (2) 見積合わせにあっては、見積書にあらかじめ納品する物品のメーカー・品番等を記載して応札するものとし、応札後の変更は認めません。